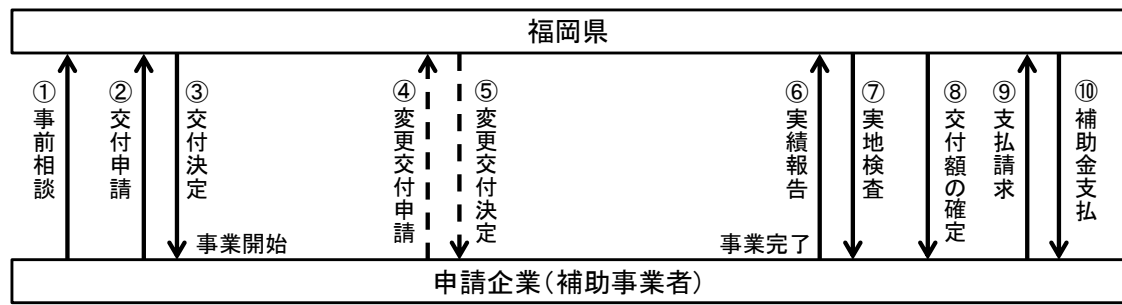


# 令和3年度グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金

グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金の申請手続きについて説明します。



## ①事前相談

補助金の活用を検討される場合は、まずは福岡県産業特区推進室へご相談ください。事業計画が補助要件に合致するかなど、事前協議いたします。

## ②交付申請

補助金交付申請書（補助金交付要綱：様式第1号）及び事業計画書（様式第1号の別紙）に次の書類を添付して提出してください。

### <添付書類>

- ①定款、②補助事業に係る収支予算書、③役員名簿、④取得設備見積書、⑤工場位置図、⑥設備設置予定位置図、⑦チェックシート、⑧特区事業者からの発注書・設計図等取引状況が確認できる書類

## ③交付決定

審査の結果、問題がなければ交付決定を行い、補助金交付決定通知書により通知します。交付決定の日以降に補助事業を開始することができます。

※原則として、交付決定日前の発注・契約に係る経費は補助対象となりません。

## ④変更交付申請

補助事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認（⑤）を受ける必要があります。変更内容によって手続きが異なるため、変更が生じそうな場合は必ず事前にご連絡ください。

## ⑥実績報告

補助事業完了日から1か月以内又は補助事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）及び事業実施報告書（様式第7号の別紙）に次の書類を添付して提出してください。

※「補助事業完了日」は、取得設備の支払いまで完了していることを指します。

### <添付書類>

- ①支出関係証拠書類（発注書・契約書、納品書、請求書、領収書・振込書等支払確認できる書類）の写し、②設備設置状態がわかる写真、③工場位置図、④設備設置位置図、⑤固定資産台帳の写し

## ⑦実地検査

事業実施場所において、支出関係証拠書類等の原本確認、取得設備の現物確認、特区事業者との取引状況確認等を行います。

## ⑧補助金交付額の確定

実績報告書の審査及び実地検査の結果により補助金額を確定し、補助金の額の確定通知書により通知します。

## ⑨補助金の支払請求

補助金支払請求書（様式第8号）により、支払請求を行ってください。請求書受領後、指定口座に補助金を振り込みます。（⑩）

※指定口座を登録していない補助事業者は、交付申請時に債権者登録手続きが必要です。